普通救命講習Ⅰ

|  |  |
| --- | --- |
| 1　到達目標 | 1　心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。  2　自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。  3　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。 |
| 2　標準的な実施要領 | 1　講習については、実習を主体とする。  2　1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。  3　訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。  4　指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | 細目 | 時間（分） |
| 応急手当の重要性 | | | 応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等 | 15 |
| 救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法） | 心肺蘇生法 | 基本的心肺蘇生法（実技） | 反応の確認、通報 | 165 |
| 胸骨圧迫要領 |
| 気道確保要領 |
| 口対口人工呼吸法 |
| シナリオに対応した心肺蘇生法 |
| AEDの使用法 | AEDの使用方法（ビデオ等） |
| 指導者による使用法の呈示 |
| AEDの実技要領 |
| 異物除去法 | 異物除去要領 |
| 効果確認 | 心肺蘇生法の効果確認 |
|  | 止血法 | | 直接圧迫止血法 |
| 合計時間 | | | | 180 |

備考

１　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。

２　e―ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。

３　受講者の訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

普通救命講習Ⅱ

|  |  |
| --- | --- |
| 1　到達目標 | 1　心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。  2　自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。  3　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。 |
| 2　標準的な実施要領 | 1　講習については、実習を主体とする。  2　1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。  3　訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。  4　指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | 細目 | 時間（分） |
| 応急手当の重要性 | | | 応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等 | 15 |
| 救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法） | 心肺蘇生法 | 基本的心肺蘇生法（実技） | 反応の確認、通報 | 165 |
| 胸骨圧迫要領 |
| 気道確保要領 |
| 口対口人工呼吸法 |
| シナリオに対応した心肺蘇生法 |
| AEDの使用法 | AEDの使用方法（ビデオ等） |
| 指導者による使用法の呈示 |
| AEDの実技要領 |
| 異物除去法 | 異物除去要領 |
| 効果確認 | 心肺蘇生法の効果確認 |
| 止血法 | | 直接圧迫止血法 |
| 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） | | 知識の確認 | 60 |
| 心肺蘇生法に関する知識の確認（実技試験） | | シナリオを使用した実技の評価 |
| 合計時間 | | | | 240 |

備考

１　普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。

２　普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として８０％以上を理解できたことを合格の目安とすること。

３　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。

４　e―ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。

５　受講者の訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

普通救命講習Ⅲ

|  |  |
| --- | --- |
| 1　到達目標 | 1　心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。  2　自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。  3　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。 |
| 2　標準的な実施要領 | 1　講習については、実習を主体とする。  2　1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。  3　訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。  4　指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | 細目 | 時間（分） |
| 応急手当の重要性 | | | 応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等 | 15 |
| 救命に必要な応急手当（主に小児、乳児、新生児に対する方法） | 心肺蘇生法 | 基本的心肺蘇生法（実技） | 反応の確認、通報 | 165 |
| 胸骨圧迫要領 |
| 気道確保要領 |
| 口対口人工呼吸法 |
| シナリオに対応した心肺蘇生法 |
| AEDの使用法 | AEDの使用方法（ビデオ等） |
| 指導者による使用法の呈示 |
| AEDの実技要領 |
| 異物除去法 | 異物除去要領 |
| 効果確認 | 心肺蘇生法の効果確認 |
|  | 止血法 | | 直接圧迫止血法 |
| 合計時間 | | | | 180 |

備考

１　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。

２　e―ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。

３　受講者の訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

上級救命講習

|  |  |
| --- | --- |
| 1　到達目標 | 1　心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。  2　自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。  3　異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。  4　傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。 |
| 2　標準的な実施要領 | 1　講習については、実習を主体とする。  2　1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。  3　訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。  4　指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | 細目 | 時間（分） |
| 応急手当の重要性 | | | 応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等 | 15 |
| 救命に必要な応急手当（成人、小児、乳児、新生児に対する方法） | 心肺蘇生法 | 基本的心肺蘇生法（実技） | 反応の確認、通報 | 285 |
| 胸骨圧迫要領 |
| 気道確保要領 |
| 口対口人工呼吸法 |
| シナリオに対応した心肺蘇生法 |
| AEDの使用法（成人に対する方法） | AEDの使用方法（ビデオ等） |
| 指導者による使用法の呈示 |
| AEDの実技要領 |
| 異物除去法 | 異物除去要領 |
| 効果確認 | 心肺蘇生法の効果確認 |
| 止血法 | | 直接圧迫止血法 |
| 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） | | 知識の確認 | 60 |
| 心肺蘇生法に関する知識の確認（実技試験） | | シナリオを使用した実技の評価 |
| その他の応急手当 | 傷病者管理法 | | 衣類の緊縛解除 | 120 |
| 保温法 |
| 体位管理 |
| 外傷の手当要領 | | 包帯法 |
| 副子固定法 |
| 熱傷の手当 |
| その他の手当 |
| 搬送法 | | 搬送の方法 |
|  | | 担架搬送法 |  |
| 応急担架作成法 |
| 合計時間 | | | | 480 |

備考

１　上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。

２　筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として８０％以上を理解できたことを合格の目安とすること。

３　e―ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。

４　受講者の訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

救命入門コース（９０分コース）

|  |  |
| --- | --- |
| 1　到達目標 | 1　胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。  2　自動体外式除細動器(AED)を使用できる。 |
| 2　標準的な実施要領 | 1　講習については、実習を主体とする。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | 細目 | 時間（分） |
| 応急手当の重要性 | | | 応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等 | 90 |
| 救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法） | 心肺蘇生法 | 基本的心肺蘇生法（実技及び呈示） | 反応の確認、通報 |
| 胸骨圧迫要領 |
| 気道確保要領 |
| 口対口人工呼吸法 |
| シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで |
| AEDの使用法 | AEDの使用方法（口頭又はビデオ等） |
| AEDの実技要領 |

備考

普及時間を分割した講習を可能とする。

救命入門コース（４５分コース）

|  |  |
| --- | --- |
| 1　到達目標 | 1　胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。  2　自動体外式除細動器(AED)を使用できる。 |
| 2　標準的な実施要領 | 1　講習については、実習を主体とする。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | 細目 | 時間（分） |
| 応急手当の重要性 | | | 応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等 | 45 |
| 救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法） | 心肺蘇生法 | 胸骨圧迫のみの心肺蘇生（実技） | 反応の確認、通報 |
| 胸骨圧迫要領 |
| AEDの使用法 | AEDの使用方法（口頭又はビデオ等） |
| AEDの実技要領 |

応急手当指導員講習Ⅰ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 時間（分） | |
| 指導要領 | 指導技法 | 60 | 435 |
| 救命に必要な応急手当の指導要領  （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。） | 240 |
| その他の応急手当の指導要領 | 90 |
| 各種手当の組み合わせ・応用の指導要領 | 45 |
| 効果測定・指導内容に関する質疑への対応 | | 45 | |
| 合計時間 | | 480 | |

備考

１　「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。

２　「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

応急手当指導員講習Ⅱ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 時間（分） | |
| 基礎的な知識技能 | 基礎知識（講義） | 60 | 480 |
| 救命に必要な応急手当の基礎実技 | 240 |
| その他の応急手当の基礎実技 | 180 |
| 指導要領 | 基礎医学・資機材の取扱要領・指導技法 | 240 | 840 |
| 救命に必要な応急手当の指導要領  （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。） | 300 |
| その他の応急手当の指導要領 | 180 |
| 各種手当の組み合わせ・応用の指導要領 | 120 |
| 効果測定・指導内容に関する質疑への対応 | | 120 | |
| 合計時間 | | 1,440 | |

備考

１　「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

２　「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。

３　「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。

４　「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

応急手当指導員講習Ⅲ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 時間（分） | |
| 基礎的な知識技能 | 基礎知識（講義） | 60 | 180 |
| 救命に必要な応急手当の基礎実技 | 60 |
| その他の応急手当の基礎実技 | 60 |
| 指導要領 | 基礎医学・資機材の取扱要領・指導技法 | 60 | 660 |
| 救命に必要な応急手当の指導要領  （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。） | 300 |
| その他の応急手当の指導要領 | 180 |
| 各種手当の組み合わせ・応用の指導要領 | 120 |
| 効果測定・指導内容に関する質疑への対応 | | 120 | |
| 合計時間 | | 960 | |

備考

１　「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

２　「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。

３　「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。

４　「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

応急手当指導員再講習

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 時間（分） |
| 救命に必要な応急手当の指導要領 | 120 |
| その他の応急手当の指導要領 | 120 |
| 合計時間 | 240 |

備考

１　本講習は、応急手当指導技能の維持、向上を図るものである。

本講習においては、指導実技を実施させ、手順、要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。

２　「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。

３　「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

応急手当普及員講習Ⅰ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 時間（分） | |
| 基礎的な知識技能 | 基礎知識（講義） | 120 | 540 |
| 救命に必要な応急手当の基礎実技 | 240 |
| その他の応急手当の基礎実技 | 180 |
| 指導要領 | 基礎医学・資機材の取扱要領・指導技法 | 300 | 780 |
| 救命に必要な応急手当の指導要領  （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。） | 360 |
| 各種手当の組み合わせ・応用の指導要領 | 120 |
| 効果測定・指導内容に関する質疑への対応 | | 120 | |
| 合計時間 | | 1,440 | |

備考

１　「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

２　「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。

３　「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。

４　「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

応急手当普及員講習Ⅱ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 時間（分） |
| 指導要領 | 指導技法 | 60 |
| 救命に必要な応急手当の指導要領  （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。） | 180 |
| 合計時間 | | 240 |

備考

１　「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。

２　指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

応急手当普及員再講習

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 時間（分） |
| 救命に必要な応急手当の指導要領 | 180 |
| 合計時間 | 180 |

備考

１　本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。

本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。

２　「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。